

議案第4号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料について定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表19の項事務の種類のカラム中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は戸籍証明書の交付」を加える。

別表21の項を次のように改める。

| | | |
|----|--|------|
| 21 | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） | 400円 |
|----|--|------|

別表22の項事務の種類のカラム中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の次に「又は除籍証明書の交付」を加える。

別表24の項を次のように改める。

| | | |
|----|--|------|
| 24 | 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符 | 700円 |
|----|--|------|

| | |
|--|--|
| <p>号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> | |
|--|--|

別表25の項事務の種類欄中「又は」を「若しくは」に改め、「証明」の次に「又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表27の項事務の種類欄中「閲覧」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、同項金額の欄中「書類1件につき」を削る。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。